

第二一九回

閣第八号

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「九十七万九千円」を「百万六千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区 分		報 酉 月 額
最高裁判所長官		二、〇九五、〇〇〇円
最高裁判所判事		一、五二八、〇〇〇円
東京高等裁判所長官		一、四六六、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官		一、三五八、〇〇〇円
判事	一 号	一、二二四、〇〇〇円
	二 号	一、〇七八、〇〇〇円
	三 号	一、〇〇六、〇〇〇円
	四 号	八五二、〇〇〇円
	五 号	七三六、〇〇〇円
	六 号	六六四、〇〇〇円
	七 号	六〇四、〇〇〇円
	八 号	五四六、〇〇〇円
判事補	一 号	四五九、〇〇〇円
	二 号	四二四、一〇〇円
	三 号	四〇四、四〇〇円
	四 号	三七九、九〇〇円
	五 号	三五二、一〇〇円
	六 号	三三七、三〇〇円
	七 号	三二〇、六〇〇円
	八 号	三一一、六〇〇円
	九 号	二九四、三〇〇円
	十 号	二八五、五〇〇円
	十一号	二八〇、一〇〇円
	十二号	二七六、三〇〇円
簡易裁判所判事	一 号	八五二、〇〇〇円
	二 号	七三六、〇〇〇円
	三 号	六六四、〇〇〇円
	四 号	六〇四、〇〇〇円
	五 号	四七七、一〇〇円
	六 号	四五九、〇〇〇円
	七 号	四二四、一〇〇円
	八 号	四〇四、四〇〇円
	九 号	三七九、九〇〇円
	十 号	三五二、一〇〇円
	十一号	三三七、三〇〇円

	十二号	三二〇、六〇〇円
	十三号	三一一、六〇〇円
	十四号	二九四、三〇〇円
	十五号	二八五、五〇〇円
	十六号	二八〇、一〇〇円
	十七号	二七六、三〇〇円

附 則

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。
(給与の内払)
- 2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。